

議案第68号

二宮町児童遊園地条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年12月1日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

二宮町公園統廃合計画により、令和5年度をもって児童遊園地の一部を廃止することに伴い、本条例に必要な改正を行うために提案する。

二宮町児童遊園地条例の一部を改正する条例

二宮町児童遊園地条例（昭和39年二宮町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条の表緑が丘第4遊園地の項、こぼと遊園地の項、元町北遊園地の項、富士見が丘三丁目第3遊園地の項、富士見が丘三丁目第4遊園地の項、富士見が丘三丁目第5遊園地の項及び越地第2遊園地の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(議案第68号) 二宮町児童遊園地条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後		改正前	
(設置、名称及び位置) 第2条 本町は、児童の健全な発育と安全を確保するため遊園地を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。		(設置、名称及び位置) 第2条 本町は、児童の健全な発育と安全を確保するため遊園地を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
緑が丘第3遊園地	二宮町緑が丘二丁目18番地の1	緑が丘第3遊園地	二宮町緑が丘二丁目18番地の1
さくら遊園地	二宮町百合が丘1丁目1番地の9	緑が丘第4遊園地	二宮町緑が丘三丁目24番地の1
中里第1遊園地	二宮町中里693番地	さくら遊園地	二宮町百合が丘1丁目1番地の9
(略)		こばと遊園地	二宮町百合が丘1丁目18番地の1
八向遊園地	二宮町二宮1, 355番地	中里第1遊園地	二宮町中里693番地
勝負前遊園地	二宮町二宮935番地の6	(略)	
(略)		八向遊園地	二宮町二宮1, 355番地
富士見が丘三丁目第1遊園地	二宮町富士見が丘三丁目1, 835番地の88	元町北遊園地	二宮町二宮1, 474番地
上町西向浜遊園地	二宮町二宮98番地の92	勝負前遊園地	二宮町二宮935番地の6
(略)		(略)	
越地第1遊園地	二宮町山西669番地の12	富士見が丘三丁目第1遊園地	二宮町富士見が丘三丁目1, 835番地の88
茶屋遊園地	二宮町山西425番地の2	富士見が丘三丁目第3遊園地	二宮町富士見が丘三丁目1, 840番地の9
(略)		富士見が丘三丁目第4遊園地	二宮町富士見が丘三丁目1, 840番地の123

改正後	改正前	
	富士見が丘三丁目第5遊園地	二宮町富士見が丘三丁目1,840番地の34
	上町西向浜遊園地	二宮町二宮98番地の92
	(略)	
	越地第1遊園地	二宮町山西669番地の12
	越地第2遊園地	二宮町山西669番地の63
	茶屋遊園地	二宮町山西425番地の2
	(略)	